

## I 総括

### 1 沿革

昭和12年	4月	5日	保健所法制定。
昭和19年10月	1日		佐原市佐原（田宿）で佐原保健所として業務開始。
昭和21年11月	1日		佐原市佐原（荒久）に移転。
昭和22年	9月	5日	保健所法全面改正。
昭和25年	5月27日		佐原市佐原口2127（旧所在地）に新築移転。 （木造モルタル造り二階建て 延べ791㎡）
昭和45年	6月17日		鉄筋二階建てに改築。 敷地面積 2,684㎡ 延床面積 931㎡
平成6年	6月30日		保健所法を地域保健法に名称変更。
平成9年	4月	1日	地域保健法施行。 県の保健所は地域保健の広域的、専門的、技術的機関として再編整備。 ・名称 佐原保健所を香取保健所に改称 ・所管区域 佐原市及び香取郡（9町）全域 （多古町、干潟町が編入） ・内部組織 5課2班制から1課8班制
平成10年	4月	1日	環境保全対策室を設置し、1課7班1室制。
平成12年	4月	1日	食品衛生班と環境衛生班を統合し、生活衛生課とする 2課5班1室制。
平成13年	4月	1日	環境保全業務の支庁県民環境課（新設）への移管により、 環境保全対策室が廃止され2課5班制となる。
平成16年	4月	1日	組織改正により香取支庁社会福祉課と保健所を統合し、 香取健康福祉センター（香取保健所）を設置、 総務企画課、地域保健福祉課、生活保護課、健康生活 支援課及び食品広域監視班の4課1班体制となる。
平成17年	7月	1日	市町村合併により、1市8町となる。 （干潟町が旭市、海上町、飯岡町と合併し新「旭市」と なり所管区域変更）
平成18年	3月27日		市町村合併により、1市3町となる。 （下総町、大栄町が成田市へ編入合併し所管区域変更） （佐原市、小見川町、山田町、栗源町が合併し「香取市」 となる）
平成20年	4月	1日	食品広域監視班を食品機動監視班に改称。 検査課の新設により、5課1班体制となる。
平成23年	3月11日		東日本大震災の発生により、センター建物の一部が損壊。
平成24年	4月	1日	食品機動監視班を食品機動監視課に改称し、6課体制となる。
平成29年	8月31日		香取市佐原イ92-11に香取合同庁舎が竣工 敷地面積 5,145㎡ 延床面積6,070㎡（事務棟） 鉄筋コンクリート造（1階）鉄骨造（2～4階） 鉄骨鉄筋コンクリート造（免震部分）
平成29年11月	6日		香取合同庁舎2階に移転

表1 歴代所長

代	氏名	在任期間	代	氏名	在任期間
初代	村田四郎	昭和 19.10.11 ～昭和 20.10.10	14代	今留 淳	平成 5.4.1 ~ 平成 7.3.31
2代	大竹三千之助	昭和 20.10.11 ～昭和 21.11.10	15代	野島尚武	平成 7.4.1 ~ 平成 10.3.31
3代	田部正隆	昭和 21.11.11 ～昭和 29.4.22	16代	藤木哲郎	平成 10.4.1 ~ 平成 14.3.31
4代	中野 敏	昭和 29.4.23 ~ 昭和 39.3.31	17代	中村恒穂	平成 14.4.1 ~ 平成 17.3.31
5代	楠本 浩	昭和 39.4.1 ~ 昭和 45.7.20	18代	江口弘久	平成 17.4.1 ~ 平成 20.3.31
6代	丸山正雄	昭和 45.7.21 ~ 昭和 50.5.16	19代	佐久間 文明	平成 20.4.1 ~ 平成 24.3.31
7代	田部正隆	昭和 50.5.17 ~ 昭和 50.6.15	20代	葛西正明	平成 24.4.1 ~ 平成 26.3.31
8代	川原田貞子	昭和 50.6.16 ~ 昭和 56.6.15	21代	中村恒穂	平成 26.4.1 ~ 平成 28.3.31
9代	林 芳男	昭和 56.6.16 ~ 昭和 59.3.31	22代	野田秀平	平成 28.4.1 ~ 平成 30.3.31
10代	日下部 茂樹	昭和 59.4.1 ~ 昭和 60.4.10	23代	井元浩平	平成 30.4.1 ~ 令和 3.3.31
11代	川原田 貞子	昭和 60.4.11 ~ 昭和 63.3.31	24代	大野由記子	令和 3.4.1 ~ 令和 4.3.31
12代	渡邊 佐	昭和 63.4.1 ~ 平成 3.3.31	25代	松本 良二	令和 4.4.1 ~
13代	石毛義治	平成 3.4.1 ~ 平成 5.3.31			

## 2 概要

当センター管内は、県の北東部に位置し、利根川に沿った平野部からなり、茨城県境に面し水と緑の豊かな自然に恵まれた水郷地帯である。

所管区域は、市町村合併に伴い、平成 18 年 3 月 27 日から香取市、神崎町、多古町及び東庄町の 1 市 3 町となっている。

地域の産業は、肥沃な土地を利用した、稲作や野菜など農業中心の第 1 次産業が盛んな地域であるが、成田国際空港、鹿島臨海工業地帯に隣接するという立地優位性や、水郷筑波国立公園という豊かな環境を活かした第 2 次・第 3 次産業も盛んになり、地域の産業構造も変化してきている。

令和 3 年 10 月 1 日における管内人口は、世帯数 39,498 戸、人口は 103,349 人であり、令和 2 年 10 月 1 日と比べ 1,881 人減少している。

また、令和 3 年 4 月 1 日における高齢化率（全人口に対する 65 歳以上の人口割合）は、37.0%（前年比 0.8% 増）で県平均の 27.3% を大きく上回っており、高齢化が進んでいる。

## 3 管内の状況

### (1) 管内の人口及び世帯数等の概況

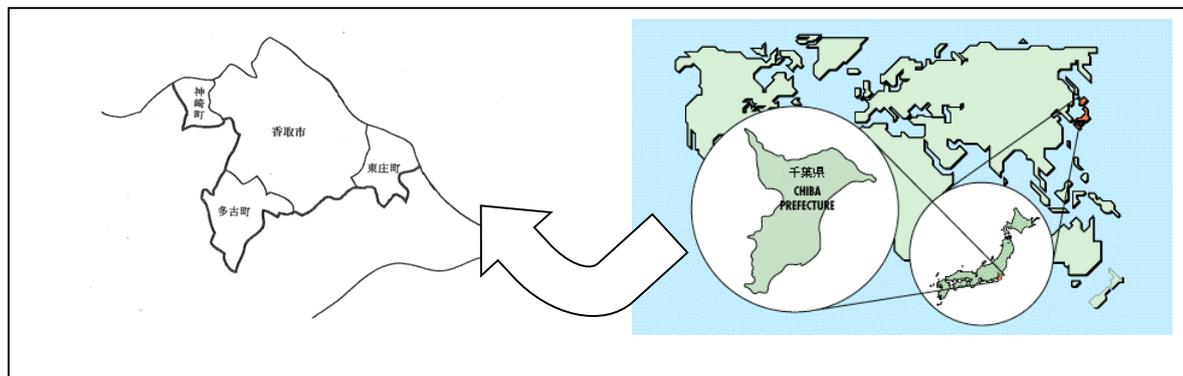
表 3 - (1) 管内人口及び世帯数等の概況

区 分	世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k m <sup>2</sup> )	面 積 (k m <sup>2</sup> )
管 内	39,498	103,349	257.5	401.30
香取市	27,558	71,171	271.3	262.35
神崎町	2,290	5,722	287.5	19.90
多古町	5,037	13,448	184.7	72.80
東庄町	4,613	13,008	281.3	46.25
県 総 数	2,802,071	6,278,007	1,217.3	5,157.31

出典：(人口) 令和 3 年 10 月 1 日現在 千葉県毎月常住人口調査

(面積) 国土地理院 令和 3 年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成の推移は表3-(2)-ア 年齢構成の推移のとおりである。

令和3年4月1日現在の年齢3区分によると、0歳から14歳までの年少人口の割合は、9.0%、15歳から64歳までの生産年齢人口は54.0%、65歳以上の老年人口は37.0%で、県平均に比し年少人口・生産年齢人口の割合は低く、高齢人口の割合は高くなっている。また、管内の令和3年4月1日現在の年齢5歳階級別人口構成は図3-(2)のとおりである。

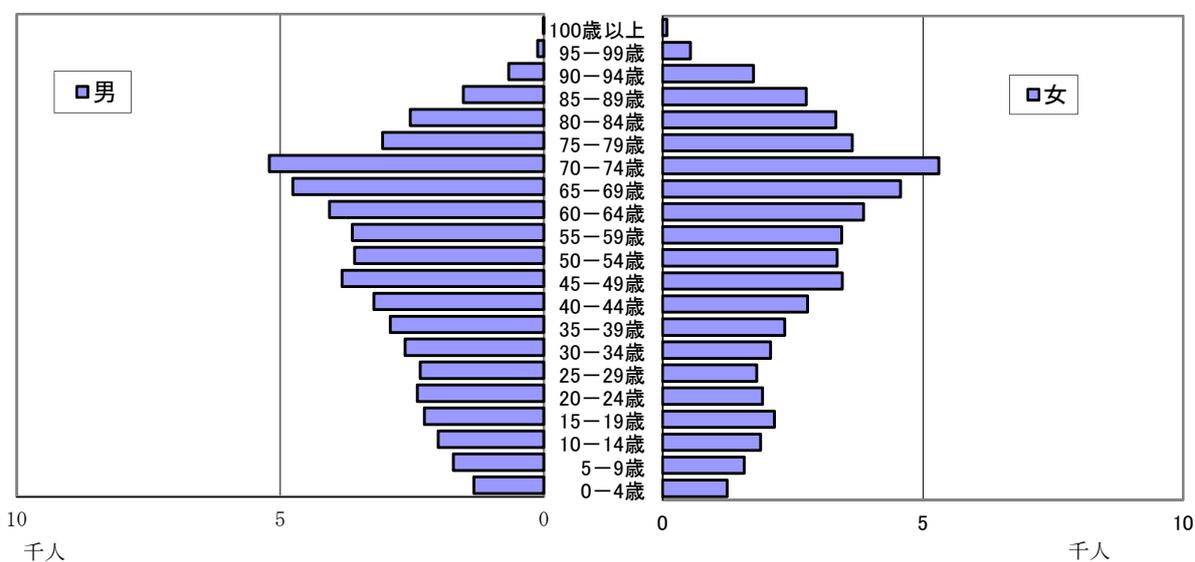
表3-(2)-ア 年齢構成の推移 (単位：人)

	年	総人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳	
			0歳～14歳	%	15歳～64歳	%	65歳～	%		%
管内	18	131,002	16,037	(12.2)	82,759	(63.2)	32,206	(24.6)	—	—
	23	123,771	13,721	(11.1)	76,289	(61.6)	33,761	(27.3)	—	—
	28	115,666	11,601	(10.0)	66,089	(57.1)	37,976	(32.8)	—	—
	元	111,087	10,482	(9.4)	61,126	(55.0)	39,479	(35.5)	—	—
	2	109,372	10,067	(9.2)	59,677	(54.6)	39,628	(36.2)	—	—
	3	107,649	9,729	(9.0)	58,079	(54.0)	39,841	(37.0)	—	—
香取市	18	90,096	11,023	(12.2)	57,226	(63.5)	21,847	(24.2)	—	—
	23	85,186	9,530	(11.2)	52,709	(61.9)	22,947	(26.9)	—	—
	28	79,647	8,112	(10.2)	45,567	(57.2)	25,968	(32.6)	—	—
	元	76,359	7,236	(9.5)	42,176	(55.2)	26,947	(35.3)	—	—
	2	75,115	6,927	(9.2)	41,143	(54.8)	27,045	(36.0)	—	—
	3	73,900	6,670	(9.0)	40,009	(54.1)	27,221	(36.8)	—	—
神崎町	18	6,859	907	(13.2)	4,318	(63.0)	1,634	(23.8)	—	—
	23	6,674	772	(11.6)	4,108	(61.6)	1,794	(26.9)	—	—
	28	6,291	615	(9.8)	3,718	(59.1)	1,958	(31.1)	—	—
	元	6,102	570	(9.3)	3,489	(57.2)	2,043	(33.5)	—	—
	2	5,985	533	(8.9)	3,407	(56.9)	2,045	(34.2)	—	—
	3	5,869	515	(8.8)	3,311	(56.4)	2,043	(34.8)	—	—
多古町	18	17,454	2,069	(11.9)	10,622	(60.9)	4,763	(27.3)	—	—
	23	16,353	1,663	(10.2)	9,946	(60.8)	4,744	(29.0)	—	—
	28	15,174	1,406	(9.3)	8,684	(57.2)	5,084	(33.5)	—	—
	元	14,655	1,315	(9.0)	8,060	(55.0)	5,280	(36.0)	—	—
	2	14,519	1,303	(9.0)	7,892	(54.4)	5,324	(36.7)	—	—
	3	14,300	1,273	(8.9)	7,678	(53.7)	5,349	(37.4)	—	—
東庄町	18	16,593	2,038	(12.3)	10,593	(63.8)	3,962	(23.9)	—	—
	23	15,558	1,756	(11.3)	9,526	(61.2)	4,276	(27.5)	—	—
	28	14,554	1,468	(10.1)	8,120	(55.8)	4,966	(34.1)	—	—
	元	13,971	1,361	(9.7)	7,401	(53.0)	5,209	(37.3)	—	—
	2	13,753	1,304	(9.5)	7,235	(52.6)	5,214	(37.9)	—	—
	3	13,580	1,271	(9.4)	7,081	(52.1)	5,228	(38.5)	—	—

県 総 数	18	6,134,039	832,237	(13.6)	4,230,544	(69.0)	1,071,258	(17.5)	—	—
	23	6,227,160	832,370	(13.3)	4,138,283	(65.9)	1,306,507	(20.8)	—	—
	28	6,269,146	789,266	(12.6)	3,885,576	(62.0)	1,594,304	(25.4)	—	—
	元	6,308,561	765,342	(12.1)	3,854,573	(61.3)	1,688,646	(26.8)	—	—
	2	6,321,366	756,721	(12.0)	3,855,773	(61.0)	1,708,872	(27.0)	—	—
	3	6,319,128	747,204	(11.8)	3,846,179	(60.9)	1,725,745	(27.3)	—	—

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－（2）管内年齢5歳階級別人口構成図（令和3年4月1日現在）



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和3年4月1日現在）

表3-(2)-イ 管内及び市町村・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0 ～	5 ～	10 ～	15 ～	20 ～	25 ～	30 ～	35 ～	40 ～	45 ～	50 ～	55 ～	60 ～	65 ～	70 ～	75 ～	80 ～	85 ～	90 ～	95 ～	100 ～
管内 総数	107,649	2,561	3,283	3,885	4,417	4,317	4,158	4,701	5,256	6,006	7,281	6,946	7,073	7,924	9,337	10,512	6,701	5,860	4,282	2,407	650	92
男	53,843	1,326	1,717	2,007	2,269	2,402	2,349	2,630	2,911	3,223	3,831	3,593	3,633	4,067	4,765	5,207	3,509	2,533	1,526	665	119	11
女	53,806	1,235	1,566	1,878	2,148	1,915	1,809	2,071	2,345	2,783	3,450	3,353	3,440	3,857	4,572	5,305	3,642	3,327	2,756	1,742	531	81
香取市 総数	73,900	1,750	2,244	2,676	3,111	2,896	2,822	3,229	3,642	4,181	5,040	4,790	4,883	5,415	6,358	7,303	4,540	4,012	2,896	1,623	432	57
男	36,774	907	1,194	1,377	1,590	1,583	1,560	1,781	1,999	2,219	2,666	2,470	2,498	2,774	3,232	3,593	2,084	1,710	1,015	437	80	5
女	37,126	843	1,050	1,299	1,521	1,313	1,262	1,448	1,643	1,962	2,374	2,320	2,385	2,641	3,126	3,710	2,456	2,302	1,881	1,186	352	52
神崎町 総数	5,869	154	168	193	260	241	232	237	261	329	426	456	426	443	493	475	385	326	197	132	30	5
男	2,995	82	79	104	143	129	129	133	139	189	225	242	217	246	262	240	173	139	77	37	9	1
女	2,874	72	89	89	117	112	103	104	122	140	201	214	209	197	231	235	212	187	120	95	21	4
多古町 総数	14,300	345	444	484	504	643	590	631	716	753	882	900	957	1,102	1,255	1,291	850	790	685	352	110	16
男	7,258	173	225	241	271	382	349	368	401	415	472	469	488	575	655	667	385	345	251	106	17	3
女	7,042	172	219	243	233	261	241	263	315	338	410	431	469	527	600	624	465	445	434	246	93	13
東庄町 総数	13,580	312	427	532	542	537	514	604	637	743	933	800	807	964	1,231	1,443	926	732	504	300	78	14
男	6,816	164	219	285	265	308	311	348	372	400	468	412	430	472	616	707	417	339	183	85	13	2
女	6,764	148	208	247	277	229	203	256	265	343	465	388	377	492	615	736	509	393	321	215	65	12
千葉県 総数	6,319,128	223,556	253,958	269,690	282,127	332,220	334,176	345,311	388,407	430,616	519,220	473,133	393,423	347,546	382,397	474,858	351,984	262,923	161,045	70,048	19,445	3,045
男	3,150,771	114,472	130,578	138,457	144,753	172,044	173,858	180,173	202,102	223,559	269,855	246,005	202,870	175,921	187,256	225,419	161,154	116,032	61,751	20,394	3,762	356
女	3,168,357	109,084	123,380	131,233	137,374	160,176	160,318	165,138	186,305	207,057	249,365	227,128	190,553	171,625	195,141	249,439	190,830	146,891	99,294	49,654	15,683	2,689

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（令和3年4月1日現在）

#### 4 健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(令和3年4月1日現在)

区 分		曜 日	時 間	備 考
精神保健福祉相談		月2～3回	午後1時半から午後3時まで	予約制
DV相談		電話による相談 (月曜日～金曜日)	午前9時から午後5時まで	—
		来所による相談 (水曜日)	午前9時から午後5時まで	予約制
「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に係る相談		月曜日～金曜日	午前9時から午後5時まで	来所相談は 予約制
家庭児童相談		月曜日～金曜日	午前9時から午後4時まで	—
H I V 相談・検査	即日検査	第2・第4水曜日	13時	予約制
	夜間検査	—	—	—
肝炎ウイルス検査 (B型・C型)		第2・第4水曜日	13時	予約制
腸内細菌検査		月曜日(月3回)	午前9時から午前10時半まで	—
結核管理・接触者健康診断		第1月曜日	午後1時半から午後2時まで	対象者は保健所 からの通知者

## 5 各種委員会

### (1) 香取健康福祉センター運営協議会

地域保健法第 11 条及び千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項の規定により設置している。

地域保健法第 11 条：

第 5 条第 1 項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第 28 条第 1 項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること。

表 5 - (1) 運営協議会委員名簿 (令和 4 年 3 月 31 日現在)

(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
香取市長	宇井 成一
香取郡市町会長 (神崎町長)	椿 等
千葉県議会議員	伊藤 和男
千葉県議会議員	谷田川 充丈
千葉県議会議員	信田 光保
千葉県議会議員	宮川 太
一般社団法人香取郡市医師会長	坂本 文夫
一般社団法人香取匝瑳歯科医師会長	日下邊 良一
香取郡市薬業会長	佐久間 俊光
公益社団法人千葉県看護協会利根地区部会副会長	篠塚 信子
千葉県立佐原病院長	露口 利夫
香取市民生委員児童委員協議会連合会副会長	那智 栄美子
香取市赤十字奉仕団委員長	永作 成子
千葉県保育協議会香取支会保育士部会長	齋藤 明美
香取保健所管内食品衛生協会会長	池田 政夫
千葉県理容生活衛生同業組合香取支部長	高須 正俊
香取教育研究協議会保健研究部長	菅澤 素子
香取市食育健康推進協議会長	伊藤 はつ子
香取市母子保健推進員代表	山本 トシ子

(2) 香取保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 24 条の規定により設置している。

法律第 24 条：各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

法律第 18 条第 1 項の規定による通知、第 20 条第 1 項及び第 26 条の規定による一類感染症及び二類感染症の患者に対する 10 日以内の入院勧告、第 20 条第 4 項及び第 26 条の規定による前述の患者に対する入院の期間の延長、並びに第 37 条の 2 第 1 項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議する。

表 5 - (2) 感染症診査協議会委員名簿 (令和 4 年 3 月 3 1 日現在)  
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
円心司法書士事務所長	植野 玄治
たもつ内科小児科医院長	保津 豊徳
香取医院長	香取 理絵
本多病院副病院長	松丸 泰介
—	石津 功子

## 6 機構及び事務内容

<p>           所長            (兼センター長)            (技) 1名             次長            (兼副センター長)            (事) 1名             次長            (兼副センター長)            (技) 1名         </p>	<p>           総務企画課             6名         </p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庶務、人事、文書收受及び公有財産に関すること</li> <li>2 予算、決算、経理及び物品会計に関すること</li> <li>3 給与、旅費、共済組合及び職員の福利厚生に関すること</li> <li>4 医療監視及び医療関係の許認可と諸届等に関すること</li> <li>5 医薬品医療機器等法、薬剤師法、毒物及び劇物取締法等に関すること</li> <li>6 献血推進に関すること</li> <li>7 医療施設動(静)態調査、病院報告及び保健医療技術者の免許申請に関すること</li> <li>8 健康福祉センター運営協議会に関すること</li> <li>9 地域保健に関する調査、研究及び企画調整に関すること</li> <li>10 人口動態等衛生上の統計に関すること</li> <li>11 保健・医療・福祉に係わる総合相談窓口に関すること</li> <li>12 保健所実習及び地域保健従事者の研修に関すること</li> <li>13 地域防災対策に関すること</li> </ol>
	<p>           地域保健福祉課             13名            (1)         </p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 保健師事業に関すること</li> <li>2 母子保健に関すること</li> <li>3 老人保健事業に関すること</li> <li>4 難病・肝炎対策に関すること</li> <li>5 一人ひとりに応じた健康支援事業に関すること</li> <li>6 栄養改善業務(専門的栄養指導・給食施設の指導)に関すること</li> <li>7 健康づくり推進に関すること</li> <li>8 歯科保健事業に関すること</li> <li>9 調理師免許試験、登録及び届出等に関すること</li> <li>10 精神保健及び精神障害者福祉に関すること</li> <li>11 戦傷病者・戦没者遺族等の援護に関すること</li> <li>12 保育所関係事業に関すること</li> <li>13 県地域福祉支援計画に関すること</li> <li>14 高齢者福祉事務に関すること</li> <li>15 老人保健福祉施設の実地指導に関すること</li> <li>16 児童手当支給事務に係る市町村指導及び監査に関すること</li> <li>17 老人福祉事務に関すること</li> <li>18 障害者福祉事務に関すること</li> <li>19 障害者福祉事務の市町村指導及び監査に関すること</li> <li>20 児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当等に関すること</li> <li>21 母子父子寡婦福祉に関すること</li> <li>22 DV相談事業に関すること</li> <li>23 中国残留邦人の支援事業に関すること</li> </ol>
	<p>           生活保護課             5名         </p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護法に基づく調査、訪問及び指導に関すること</li> <li>2 行旅病人及び行旅死亡人に関すること</li> <li>3 生活困窮者住居確保給付金に関すること</li> </ol>
	<p>           健康生活支援課             12名         </p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 結核及び感染症予防対策に関すること</li> <li>2 エイズ予防対策に関すること</li> <li>3 原爆被爆者対策に関すること</li> <li>4 食品営業許可、監視指導、食中毒調査に関すること</li> <li>5 食品衛生講習会に関すること</li> <li>6 製菓衛生師、ふぐ処理師の指導に関すること</li> <li>7 狂犬病予防法、動物の愛護管理、特定動物の飼養許可に関すること</li> <li>8 公衆浴場・旅館・興行場・理美容所・クリーニング所等の監視指導に関すること</li> <li>9 水道、温泉の指導等に関すること</li> <li>10 特定建築物、プール等の衛生指導に関すること</li> <li>11 飲用井戸、衛生害虫・住居衛生等の相談・指導に関すること</li> <li>12 健康危機対策に関すること</li> </ol>
	<p>           検査課             4名         </p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 腸内細菌検査に関すること</li> <li>2 食品衛生検査に関すること</li> <li>3 感染症・食中毒検査に関すること</li> <li>4 HIV抗体等血清検査に関すること</li> </ol>
	<p>           食品機動監視課             3名         </p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食品衛生法の施行に関すること (主に卸売市場、大規模小売店舗、集団給食施設、食品製造業、旅館等の監視指導、食品等の収去検査に関すること)</li> <li>2 ふぐ営業認証施設の立入検査等に関すること</li> </ol>

注( )は兼務職員の内数

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(令和3年12月1日現在)

	所 長 (センター長)	次 長 (副センター長)	総 務 企 画 課	地 域 保 健 福 祉 課 (課長)	生 活 保 護 課 (課長)	健 康 生 活 支 援 課 (課長)	検 査 課 (課長)	食 品 機 動 監 視 課 (課長)	計
合計	1	2	6	13	5	12	4	3	46
医師	1								1
事務		1	4	4(1)	5【1】	1			15
薬剤師			2			2		2	6
獣医師						4【1】		1【1】	5
保健師		1		5【1】		2			8
診療放射線技師						1			1
臨床検査技師						1	4【1】		5
管理栄養士				2					2
精神保健福祉士				2					2
その他の技術職員						1			1
食品衛生監視員 (再掲)						5		3【1】	8
環境衛生監視員 (再掲)						6			6

(注)技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は( )に、課長の職種は、【】内に再掲とした。